

## 司法試験 環境法 過去問一覧表（サンプル版）

### 前文

環境法では、訴訟上の法的な論点のほかに、近時の重要な改正点や手続について、原理原則をからめた問いが多く出題される傾向にありました（今も大きくは変わっていないと思います）。そのため、試験で聞かれやすい原理原則やまだ出ていない改正点等について整理・分析し、勉強にメリハリをつけて試験対策を効率的に行えるよう、過去問の演習とあわせて出題内容の一覧表を作成しました。また、重要と思われる出題の趣旨や採点実感についても記載し、司法試験で求められていることの理解に努めました。

環境法が試験科目となった平成18年度から平成27年度の司法試験までを一覧にし、平成28年度の司法試験に無事合格をすることができました。

合格した平成28年度以降の分は作成していませんが、不十分な箇所は、皆さんご自身で分析・補充していただき、本一覧表と併せてご活用いただければ、より有意義な学習材料になると思います。ぜひ環境法の過去問分析と日々の勉強にご活用ください。

作成者より

※問題類型…政策型→①、手続型→②、訴訟型→③

環境法	論文式過去問 出題一覧表
平成 18 年	<p><b>第 1 問</b>…<u>廃棄物処理法</u>（資料に旧規定）</p> <p><b>設問 1</b>：適法な処理委託を受けた産業廃棄物処理業者が不法投棄をした場合に、委託をした排出事業者が負う廃棄物処理法上の責任。…①②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧条文の違い、現行廃掃法 19 条の 6 条文の内容（2000 年＝平成 12 年改正）</li> </ul> <p><b>設問 2</b>：現行廃掃法 19 条の 6 改正の評価・背景 …①②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染者負担原則</li> <li>・旧条文の問題点、現行法の修正点とその評価</li> </ul> <p>→排出事業者側が契約上優位に立って安価な料金設定を求めていることが不法投棄の一因となっていたことなどを指摘</p> <hr/> <p><b>第 2 問</b>…<u>環境法全体の理解</u>、<u>民事訴訟</u></p> <p><b>設問 1</b>：ゴルフ場開発に対する住民の訴訟選択、裁判例の動向とその理由 …③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境権、人格権、自然享有権、自然の権利</li> </ul> <p>→裁判例で認められてこなかった理由、それでも主張され続けている理由。</p> <p><b>設問 2</b>：環境紛争の未然防止のための法政策 …①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーニング、環境影響評価（←この 2 つは最も重要）、その他（種としての指定、協定、環境管理計画、団体訴訟等の法律上の規定の導入、住民参加手続など）</li> <li>・環境権の根拠、意義、上記法政策との関連性（実現のための方策であること）</li> </ul> <p>根拠…憲法 13 条・25 条（有力説）、環基法 3 条・19 条との関連性          意義…参加権の側面を含む。→環境権実現のための上記法政策であること</p>
平成 19 年	<p><b>第 1 問</b>…<u>環境影響評価法</u>（資料いっぱい）</p> <p><b>設問 1</b>：環境影響評価実施要項と環境影響評価法の比較、同法の特徴 …①②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱から本法への法形式の変化（1997 年制定）、スクリーニング・スコوپング制度の導入とその意義、住民参加手続の整備・充実化、代替案検討、横断条項、要綱と法律の相違</li> </ul> <p><b>設問 2</b>：環境影響評価法の限界 …①②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業アセスであること、代替案検討の不義務、スクリーニングへの住民参画不十分、スコوپング時期の不特定性、事後評価手続の不義務</li> <li>・改善策の指摘：計画アセスの導入など</li> </ul> <hr/> <p><b>第 2 問</b>…<u>水質汚濁防止法</u>、<u>土壌汚染対策法</u>、<u>民事訴訟</u></p> <p><b>設問 1</b>：有害物質を地下浸透させてきた工場に対する県知事の対応 …②</p> <p>○水濁法</p>

<p>平成 27 年</p>	<p><b>第 1 問…廃棄物処理法</b></p> <p><b>設問 1:</b> 産廃不法投棄への事後対応措置。受託者が不法投棄した場合に、委託者たる排出事業者がマニフェストに関する義務に違反したときに、知事が、当該排出事業者及び当該不法投棄場所を提供した土地所有者に対して執りうる措置…②</p> <p>マニフェスト制度（法 12 の 3）に関する正確な理解を前提に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マニフェスト交付者に対する支障の除去等の措置命令（19 の 5 I ③へ）</li> <li>∴12 の 3IV、規則 8 の 28①→交付者の状況把握義務（12 の 3VIII）→懈怠</li> <li>・不法投棄業者に対する土地賃貸人に対する、不法投棄の黙認を理由とする支障の除去等の措置命令（「助けた」19 の 5 I ⑤）</li> </ul> <p><b>設問 2:</b> 排出事業者が適正対価を支払っていなかった場合に知事が執りうる措置（当該措置が設けられた趣旨を踏まえつつ）…②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法 19 の 6 が一部改正により規定されたことへの理解、1 項各号要件充足性（趣旨）自由契約ゆえの、不法投棄の温床としての著しく安価な委託料金による委託の問題。民事上有効な契約に関して、法の制度趣旨を踏まえ、契約の一方当事者に行政法的責任を課したものの。汚染者負担原則／原因者負担原則の徹底</li> </ul> <hr/> <p><b>第 2 問…土壌汚染対策法、水質汚濁防止法、国家賠償法、民法、行政事件訴訟法</b></p> <p><b>設問 1:</b> 土壌汚染及び地下水汚染があった場合に、知事は誰に対していかなる措置を執りうるか …②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要素地区域の指定（土対 6 I）</li> <li>・汚染除去等の指示措置（同 7 I）</li> <li>→汚染土地の現在所有者（同条項本文）</li> <li>→汚染土地の原所有者（汚染原因者）（同条項ただし書）</li> <li>…両者の関係。原所有者が著しく安価で売却したことの評価…「汚染の除去等の措置を講じさせることが相当である」該当性</li> <li>・原所有者に対する地下水浄化措置命令（水濁法 14 の 3 I ・ II）</li> </ul> <p><b>設問 2:</b> 地下水汚染により健康被害を受けた者及び平穏生活権・平穏生活利益の侵害を受けた者が、誰に対していかなる請求ができるか …③②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染土地の原因者（原所有者）に対する民法 709 条に基づく損害賠償請求（水濁法 19 による無過失責任追及の可否）</li> <li>・汚染土地の現在所有者（操業はすでに停止）に対する人格権（ないし平穏生活権／利益）の侵害に基づく妨害排除請求（井戸汚染の差止め）</li> <li>・県に対する国賠 1 I に基づく損害賠償請求</li> <li>…常時監視（水濁 15）及び公表（同 17）の規制権限不行使が国賠法上違法か。</li> <li>・県に対する地下水浄化措置命令（水濁 14 の 3）の義務付け訴訟（行訴 3VI①）</li> </ul>
----------------	--